

岐阜県立衛生専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 岐阜県立衛生専門学校は、すべての県民の健康に対して等しく貢献しうる助産師、看護師、歯科技工士及び歯科衛生士を養成することを目的とする。

学生一人ひとりの個性を大切にし、専門職業人としての自覚と豊かな人間性を養い、科学的な思考力と実践力をもって、対象のニーズに応じたセルフケアの確立に支援できる能力の育成をめざす。

(名称)

第2条 岐阜県立衛生専門学校（以下「本校」という）と称する。

(位置)

第3条 本校は、岐阜県岐阜市野一色4丁目11番地2号に置く。

(課程、学科、1学年の入学定員、学級編成、総定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、1学年の入学定員、学級編成、総定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学 科	1学年の 入学定員	学級 編成	総定員	修業 年限
医 療 専 門 課 程	助産学科（助産師課程 全日制）	20	1	20	1
	第一看護学科（看護師三年課程 全日制）	40	1	120	3
	第二看護学科（看護師二年課程 全日制）	40	1	80	2
	歯科技工学科（歯科技工士課程）	20	1	40	2
	歯科衛生学科（歯科衛生士課程）	30	1	90	3
	合 計	150		350	

(在学年限)

第5条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

一 「岐阜県の休日を守る条例」（平成元年岐阜県条例第5号）に規定する日

二 季節休業日（春季、夏季、冬季）においては、年間を通じ14週間を超えない範囲で、その期日については、校長が定める。

2 校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、校長がその都度定める。

第3章 教育課程等

(教育課程及び単位数・時間数)

第8条 本校における教育課程は、別表1～5のとおりとする。

2 別表1～3及び別表5に定める各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。

二 実験、実習（臨地実習含む）及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(試験及び成績評価)

第9条 授業科目及び臨地実習科目の時間数を3分の2以上出席した者は、試験等による成績の評価（以下「評価」という）を受けることができる。

2 授業科目の評価は、試験その他の審査により、各科目の担当教員が行う。

3 評価は、各科目100点満点として60点以上を合格とする。

4 評価の評点が、60点に達していない者については、再試験（臨地実習においては再実習）を行うことができる。

5 傷病、その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験（臨地実習においては追実習）を行うことができる。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、当該科目の履修に必要な時間数を満たし、前条に定める評価を受けた者に対し、校長が行う。

(入学前の修得単位の認定)

第11条 入学前に他の学校等において履修した科目を有する者について、当該科目の教育内容が本校の教育内容に相当すると認められるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

2 第一看護学科、第二看護学科において、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- | | | | |
|--------|----------|---------|--------|
| ・歯科衛生士 | ・診療放射線技師 | ・臨床検査技師 | ・理学療法士 |
| ・作業療法士 | ・視能訓練士 | ・臨床工学技士 | ・義肢装具士 |
| ・救急救命士 | ・言語聴覚士 | | |

なお、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

3 歯科衛生学科において、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号）別表の備考に定める学校教育法に基づく大学、高等専門学校又は以下の資格に係る養成施設に在学していた者の単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既習の学習内容を評価

し、本校における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・看護師
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

4 既修得単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、退学、転学、休学及び復学等

(入学資格)

第12条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

助産学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 文部科学大臣の指定した学校において、3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 二 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 三 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
第一看護学科 歯科技工学科 歯科衛生学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。） 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの 四 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 六 文部科学大臣が指定した者 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。） 八 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
第二看護学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 准看護師の免許を取得した後3年以上業務に従事した者 二 准看護師の免許を有し、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者 三 准看護師の免許を有し、本校における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学試験手続)

第13条 前条の規定により入学を志願する者は、指定の期日までに、受験願書（第1号様式）に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第14条 入学を志願する者に対して、特別入学試験及び一般入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験は、筆記試験及び面接試験等の方法により行う。
- 3 入学試験の期日・場所その他入学試験の実施に関し必要な事項は、その都度校長が定める。

(入学許可)

第15条 校長は、入学試験委員会を設け、入学を志願する者に対し、前条に規定する試験を実施し、合格者を決定して入学を許可する。

2 入学試験委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金及び岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則(昭和51年4月1日規則第37号(以下「管理規則」という。))第5条に規定する誓約書等別に定める所定の書類を提出しなければならない。

(身元保証人)

第17条 前条の誓約書に記載する身元保証人は、独立の生計を営む成人でかつ本校に対して、入学を許可された者の身上に関する責任を負うことのできる者でなければならない。

2 入学を許可された者が未成年であるときは、前項の身元保証人のうち1人は親権者又は後見人でなければならない。

3 校長は、身元保証人が適切でないと認めたときは、これを変更することができる。

(身元保証人の変更)

第18条 学生は、身元保証人を変更したとき又は誓約書の記載事項に変更があったときは、ただちに身元保証人変更届(第2号様式)を学校長に提出しなければならない。

(退学)

第19条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した退学願(第3号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 学生の転入学については、転入学願(第4号様式)を本人が提出し、欠員が生じた場合に限り、校長が別に定める審査によりこれを許可する。

2 転学については、本人が転学願(第5号様式)を提出し、校長は審議の上これを許可することができる。

(休学)

第21条 学生は、傷病、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した休学願(第6号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その理由が傷病によるときは医師の診断書を求めることがある。

2 休学期間は3か月以上1年以内とし、特別な理由がある場合に限り、校長はその期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

(復学)

第22条 休学期間が終了したとき、又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合には、その理由を詳記し、身元保証人が連署した復学願(第7号様式)を校長に提出し、その許可を得て復学することができる。ただし、その理由が傷病によるときは医師の診断書を求めることがある。

(除籍)

第23条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

一 死亡の届出があった者

二 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

三 授業料を納期までに納入せず、かつ、督促しても納付しない者

(出席停止)

第24条 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する感染症にかかっており、かかっている疑があり、又はかかる恐れのある学生に対して出席停止を命ずることができる。

第5章 卒業及び専門士の称号

(卒業及び専門士の称号)

- 第25条** 校長は、本校に修業年限以上在学し、第8条に定める教育課程のすべてを修得した者について卒業の認定をする。ただし、欠席日数が所定の授業日数の3分の1を超える学生については、卒業の認定をしない。
- 2 前項の規定により卒業を認定された者(助産師課程を除く)は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84条)第2条の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に従い専門士と称することができる。
- 一 看護師三年課程及び看護師二年課程
専門士(看護専門課程)
 - 二 歯科技工士課程
専門士(歯科技工専門課程)
 - 三 歯科衛生士課程
専門士(歯科衛生専門課程)
- 3 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書(管理規則第2号様式又は第2号様式の2)を授与する。

第6章 職員組織及び運営

(職員組織)

第26条 本校に次の職員を置く。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主任
- 四 専任教員(実習調整者を含む)
- 五 総務課長
- 六 事務職員
- 七 その他の職員

2 職員の職務は、別に定める。

(学校評価)

第27条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(会議)

第28条 本校に次の各号に挙げる委員会及び会議を設置する。

- 一 運営会議
- 二 職員会議
- 三 学校評価(自己評価、学校関係者評価)委員会
- 四 入学試験委員会
- 五 卒業認定会議
- 六 単位認定会議
- 七 倫理委員会
- 八 研究倫理審査委員会
- 九 学科会議

- 2 委員会及び会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 健康管理

(健康管理)

第29条 校長は、学生に対して年1回以上の健康診断を実施する。

- 2 健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料等

(授業料等の額及び徴収)

第30条 入学検定料、入学金、授業料の額及び徴収方法等については、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和45年3月28日条例10号）の定めるところによる。

- 2 前項に規定する以外の費用の額及び徴収方法等は、校長が別に定める。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第31条 校長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、学生が学則その他の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒処分については、懲戒委員会において、別に定める懲戒規程及び指針に則り審議し、処分を決定する。
- 4 停学が引き続き3か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

第10章 雑則

第33条 本学則施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

中略（昭和57年～平成30年）

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成29年度入学生及び平成30年度入学生の教育課程については従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和2年度入学生及び令和3年度入学生の教育課程については従前の例による。